**不法投棄は犯罪です！**

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』にて、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、罰則規定（５年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金又はこの併科。産業廃棄物であれば違反行為者を罰するほか、その法人に対して３億円以下の加重罰。）が設けられております。

**〇不法投棄をされないために**

周辺に民家等がない山林の道路沿線や土地の管理が十分でない空き地などには、不法投棄される傾向があります。不法投棄した者が判明した場合は、不法投棄した者が投棄したごみを撤去処分しますが、不法投棄した者が不明のときは、投棄されたごみは土地所有者又は管理者の責任で処理することになります。日頃から不法投棄の予防や再発防止のために次の点に注意して、適正に土地の管理をしてください。

①雑草を刈り取り、常に清潔に保つ。

②ポイ捨てされてしまったら、早めに片付ける。

③土地へ侵入されないために、ロープやフェンスを設置する。

④よく捨てられる場所には看板を設置する。

⑤日頃から見回りをして、状況を把握する。

**〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）**

第 ５ 条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

第１６条　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第２５条　次の各号のいずれかに該当する者は、５年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

１４　第１６条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

～【お問合せ】～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

南城市役所　生活環境課　TEL：０９８－９１７－５３１８

与那原警察署　　　　　　TEL：０９８－９４５－０１１０

